

3. 落札者決定基準書に関する質問・意見

番号	頁	項目番号					項目名	質問・意見事項	回答
1	4	4	1)				価格要素審査の点数化の方法	定量化限度額の設定について、下記2点のどちらと考えればよろしいでしょうか。 ・入札金額の総額に対して、定量化限度額の割合が設定されている。 ・入札金額の内、建設費と運営委託料に対して、それぞれ異なる定量化限度額の割合が設定されている。	総額になります。
2	6						評価項目	1-3 同種施設の受注実績について、落札者決定基準の運転・維持管理実績において、実績の対象となるのは、該当する施設要件、かつ、入札説明書15頁（3）記載の「運転・維持管理業務を一括で受託した実績」を同時に満たした場合と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3							評価項目	2-1 温室効果ガス排出量の削減について、「温室効果ガス排出量を組合にて評価」とあり、かつ様式7号-3-1においても定量的評価と記載ありますが、採点基準や評価方法、評価式についてご教示願います。	競争的対話の際にお示しします。
4	7						評価項目	4-1 災害対応 について、求める提案（評価基準）において ・災害対応（管理・連絡・運転体制、・・・ ・災害発生後、運転や復旧を最短で・・・ ・災害廃棄物の処理について、具体的な・・・ と3点について提案するように記載あります。 一方で、様式第7号-5-1において「災害発生時の対応について、災害発生後の復旧について、災害に対して強靱な施設の提案について、災害廃棄物の処理について、本様式各1枚で記載してください。」とあり、4点に対して提案するように読み取れます。 つきましては、落札者決定基準書と様式第7号-5-1のどちらを正として扱えばいいかご教示願います。	様式第7号-5-1を正としてください。
5	7						評価項目	外気温は平均温度の実績値（気象庁HPにおける一箇の過去気象データ（2020年度～2024年度）より）とし、夏季25℃、中間季13℃、冬季2℃としてよろしいでしょうか。	温度設定は事業者の判断にて設計してください。

4. 様式集に関する質問・意見

番号	頁	項目番号	項目名	質問・意見事項	回答
1	23	様式第2号-2	競争的対話申込書	競争的対話の参加人数について事業の担当者が網羅的に出席するために10名程度としていただきたく存じます。	出席人数は12名以内とします。
2	25	様式第3号-1	基礎審査用書類	基礎審査用書類の2担当者の項目に「氏名： 」と担当者名を記入するところがあるため、「担当者： 」とある箇所はblankでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	28	様式第4号	技術提案書	施設概要説明図書について、様式のご指定がないため自由様式と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	28	様式第4号	技術提案書	本項目の図面は主要機器の図面を提出すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	30	様式第6号	業務分担届出書	「事業者選定に参加するすべての構成企業」とありますが、構成企業は応募者と読み替えてよろしいでしょうか。	応募者を構成する構成員及び協力企業のすべてについて業務分担を記載してください。
6	33	様式第7号-1-1	(1) 施設の配置計画及び動線の工夫	「様式4枚以内（図面はA3可とするが左記枚数に含める。）」とありますが、提案内容（文章記載あり）を織り込んだ資料を図面という扱いとして、図面（A3）で4枚で作成してもよろしいでしょうか。	よろしいです。
7	34	様式第7号-1-2	(2) 地元企業の活用・地元人材の雇用	様式第7号-1-2で示されている図は乙型の共同企業体を前提とした対象範囲と理解してよろしいでしょうか。また、乙型JVの中に地元企業と地元企業の甲型共同企業体がある場合は、地元発注金額の計上については以下の理解でよろしいでしょうか。 【元請】 (1) 甲型共同企業体の請負額のうち、地元企業の出資比率に応じた額を計上 【一次下請け】 (2) 甲型共同企業体から地元企業（一次下請）への発注額は、出資比率の割合に応じた額（以下の算定式による）を計上 【地元企業（一次下請）への発注額×（100% - 地元企業の出資比率）】 【二次下請け】 (3) 地元外企業（一次下請け）から地元企業（二次下請け）への発注額は、出資比率の割合に応じた額（以下の算定式による）を計上 【地元企業（二次下請）への発注額×（100% - 地元企業の出資比率）】	お見込みのとおりです。
8	34	様式第7号-1-2	(2) 地元企業の活用・地元人材の雇用	地域貢献金額に計上する目的で地元企業を新たに設立し、地元企業が受注した業務の全部を他の企業に委託する場合は、当該発注金額の地域貢献金額への計上は不可という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	34	様式第7号-1-2	(2) 地元企業の活用・地元人材の雇用	発注業務に対して業務実態のない企業に発注するなど、発注金額の嵩上げだけを目的とした発注については、地域貢献金額に計上できないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	34	様式第7号-1-2	(2) 地元企業の活用・地元人材の雇用	運営期間においてプラントの運転管理を地元企業に発注する場合は、当該人件費をExcel様式7-1-2「②地元人材の雇用」に計上し、「①地元企業の活用（地元企業への発注）」の欄には計上できない（二重計上不可）という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	34	様式第7号-1-2	(2) 地元企業の活用・地元人材の雇用	運営期間において清掃や植栽等のビル管理業務を地元企業に発注する場合は、その金額をExcel様式7-1-2「③運営期間中の地元企業の活用（地元企業への発注）」に計上し、当該人件費は「②地元人材の雇用」の欄には計上できない（二重計上不可）という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	34	様式第7号-1-2	(2) 地元企業の活用・地元人材の雇用	市内企業への発注が対象であり、協賛金や企業版ふるさと納税等は対象外であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	34	様式第7号-1-2	(2) 地元企業の活用・地元人材の雇用	適切な地元経済貢献額となるよう下記条件の定義をお願い致します。 ・地元企業に商社又は商社行為（自らが製造、施工、設計、管理等を行わない商行為）を行う法人は原則含まないものとする。 ※商社又は商社行為を行う法人から、地元外に発注された金額を減算とし、その地元外への発注金額を注文請書等で適切に証明できる場合のみ計上可能とする。 ※当該商社等から地元企業へ発注した場合は対象内とする。 ※代理店登録されている地元企業は対象内とするが、地元経済貢献額の対象とする物品については当該代理店等で通常取り扱っている品目に限るものとし、地元経済貢献額を増額させる目的で、本件事業に合わせて新たに代理店登録する、または代理店を設立する等の行為は禁止とする。	ご意見のとおりとします。
14	34	様式第7号-1-2	(2) 地元企業の活用・地元人材の雇用	「※5地域貢献金額は参考として扱う」とありますが、 ①本項目は定性評価であるため、提案した金額は評価の対象外と理解してよろしいでしょうか。 ②提案した金額に対して履行責任が発生すると考えてよろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②お見込みのとおりです。提案した金額と実際の金額が著しく乖離した場合には、委託料の減額等の措置を行う可能性があります。
15	34	様式第7号-1-2	(2) 地元企業の活用・地元人材の雇用	賃金（平均年収）は法定福利費を除いた金額との理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	36	様式第7号-2-1	(1) 施工計画	様式第7号-2-1において「工事計画について、工程を確実に遵守するための妥当性を有した提案をすること。」とありますが、落札者決定基準書6頁において「工事計画について妥当性を有した提案がされているか。」となっており、「工程を確実に遵守するための」という記載がありません。どちらの文言を正とするかについて、ご教示願います。	様式第7号-2-1を正とします。

番号	頁	項目番号					項目名	質問・意見事項	回答
17	48	様式第7号-3-1					(1) 温室効果ガス排出量の削減	余熱利用施設へ熱を供給した上での温室効果ガス排出量及び削減量を提案するという理解でよろしいでしょうか。その場合の余熱利用施設へ供給する必要熱量については「2. 要求水準書に関する意見・質問書」の番号16でご回答頂く熱量で算出するものと考えてよろしいでしょうか。また、温室効果ガス削減分として余熱利用施設へ供給する熱量を含めてもよろしいでしょうか。	余熱利用施設へ常時7,600MJ/hの熱を供給すると仮定した上での温室効果ガス排出量及び削減量を提案してください。温室効果ガス削減分として余熱利用施設へ供給する熱量は含めないでください。
18	48	様式第7号-3-1					(1) 温室効果ガス排出量の削減	温室効果ガス算出用の別表に「活動量の各数値は・・・計画処理量 (25,069ton/年)・・・とすること」とありますが、本様式の温室効果ガス算出に際しては、計画処理量が平均的に搬入されるものとして年間の運転計画を立案し、温室効果ガスを算出するものとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	50	様式第7号-3-2					(1) 公害防止基準に関する対応	入口の塩化水素濃度および硫酸酸化物濃度について、事業者提案となっておりますが、入札の公平性を担保するために、計画ごみ質の組成から算出される値の上丸めとして、塩化水素：300ppm/硫酸酸化物：45ppmにて条件統一頂けないでしょうか。	物質収支上は、計画ごみ質によるものとします。有害ガス除去装置の設計上の上限濃度は、ごみ組成変動時も出口濃度を保証する必要があるため、また変動巾を発注者にて把握できておりませんので指定できません。事業者の経験の範囲にて設定してください。
20	54	様式第7号-4-1					(1) 余熱利用に関する工夫	場内消費電力、売電電力について、中間季における条件としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	54	様式第7号-4-1					(1) 余熱利用に関する工夫	「余熱利用施設へ7.6GJ/hの熱を供給しつつ、売電量を最大化する」とありますが、設計条件として7.6GJ/hの熱供給能力を有し、さらに通常運転においても7.6GJ/hの熱を供給するものとして年間売電量を提案するべきでしょうか。それとも、通常運転においてはより実運用に則して平均的な熱供給量にて年間売電量を提案するべきでしょうか。後者の場合は、季節別（夏季・中間季・冬季）の平均熱供給量をご教示願います。	設計条件として7.6GJ/hの熱供給能力を有し、さらに通常運転においても7.6GJ/hの熱を供給するものとして年間売電量を提案してください。
22	54	様式第7号-4-1					(1) 余熱利用に関する工夫	発電効率の算出に関して、余熱利用施設へ熱供給しない条件で発電効率を算出するものと考えてよろしいでしょうか。	余熱利用施設へ熱供給する条件で発電効率を算出してください。
23	54	様式第7号-4-1					(1) 余熱利用に関する工夫	発電効率、熱回収率の計算における、ごみ発熱量(kJ/kg)は、要求水準書P.66の第2編2章6節1エネルギー回収率に記載の9,700[kJ/kg]を用いるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、要求水準書P.66の第2編2章6節1エネルギー回収率に記載の値を用いられよろしいですが、9,700[kJ/kg]は9,800[kJ/kg]の誤りでしたので、9,800[kJ/kg]を用いください。
24	54	様式第7号-4-1					(1) 余熱利用に関する工夫	エネルギー回収率の前提条件として、「計画処理量25,069ton/年」とありますが、本様式の発電電力量および売電電力量の算出に際しては、計画処理量が平均的に搬入されるものとして年間の運転計画を立案し、発電電力量、売電電力量を算出するものとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	54	様式第7号-4-1					(1) 余熱利用に関する工夫	評価の対象として、啓発用に設置する「再生可能エネルギー発電装置」の発電分を評価対象に含めるのではなく、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設のごみの焼却により発生した発電量から施設内消費電力量を差し引いた余剰電力量を評価対象と考えてよろしいでしょうか。（「様式7号-3-1（1）温室効果ガス排出量の削減」に関しても同様と考えてよろしいでしょうか。）	お見込みのとおりです。
26	57	様式第7号-4-3					(1) 最終処分量の最少化	本様式でご提案する最終処分量の最少化の方策としては、各設備での効率化やリサイクルの推進（例：マテリアルリサイクル施設での回収率向上等）を提案するものであり、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設での処理対象物の追加による減容化（例：リサイクル不燃残渣も含めた焼却処理等）は該当しないとの解釈でよろしいでしょうか。処理対象物の増加により、ごみ処理量が増加することで、別様式におけるCO2排出増加等、公平な評価が困難になると考えます。	施設規模の変更やごみ質の変更を要しない範囲において、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設での処理対象物の追加による減容化も含めてよろしいです。ただし、その場合、別の様式についても処理対象物を追加するものとして記載してください。
27	59	様式第7号-5-1					(1) 災害への対応	本様式の作成に当たっての留意事項として、「災害ごみが搬入された場合（2,012ton/年）における年間の操炉計画を提案してください」とありますが、本様式の操炉計画の立案に際しては、計画処理量（25,069ton/年）+災害ごみ（2,012ton/年）=27,081ton/年 が平均的に搬入されるものとしてご提案するものとの解釈でよろしいでしょうか。（一次仮置き場より、随時ごみが搬入される想定）	お見込みのとおりです。
28	61	様式第7号-6-1					(1) 施設の運営期間中の維持補修費の縮減と長期的な施設の稼働によるライフサイクルコストの縮減	運営開始が2030年8月からとなるため、Excelの様式で各年度の期間については8月～翌年7月末までという理解でよろしいでしょうか。（例、2030年度1年目：2030年8月～2031年7月）	お見込みのとおりです。
29	63	様式第8号-1					入札書	「様式第5号-1および様式第5号-2、様式第8号は正本1部を封筒に封緘」とのご指示ですが、様式第8号-1も同様に正本1部のみを「様式第8号および様式第5号-1、様式第5号-2」と同じ封筒に封緘するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	63	様式第8号-1					入札書	①様式第8号-1の※1および様式集の一覧表下部に【留意事項】があり、封筒作成の指示が記載されています。様式第8号-1の※1では、封筒表面に「入札書」及び「事業名」、裏面又は表面に「所在地、商号又は名称」を記入し封緘することとあります。一方で【留意事項】では、「資格審査合格者に対して当組合が付与する応募グループ名及び代表企業名を記載する」とあります。 両方を考慮し下記との理解でよろしいでしょうか。 「封筒表面に「入札書」及び「事業名」、裏面又は表面に「所在地、商号又は名称及び応募グループ名」を記入し封緘。」 ②記載事項以外の具体的な作成方法は事業者の任意でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31							その他	様式に、開札に際しての委任状がございませんが、選定過程で配布されるものと理解してよろしいでしょうか。もしくは不要でしょうか。	委任状は不要です。

5. 基本協定書（案）又は基本契約書（案）に関する質問・意見

番号	頁	項目番号					項目名	質問・意見事項	回答
1	7	14					基本契約書（案） 計算書類等の提出	法的に計算書類の作成が求められていない資本金5億円未満の企業においても、計算書類を提出する企業に含まれますでしょうか。	建設工事請負事業者においては、資本金5億円未満の企業は計算書類の提出は不要です。運営事業者については、必ず計算書類を提出してください。

6. 建設工事請負仮契約書（案）に関する質問・意見

番号	頁	項目番号					項目名	質問・意見事項	回答
1	13						第25条	基準日についての記載が読み取れません。物価変動を提案価格に反映できない問題が生じるため、スライドの基準日設定は「入札公告時点」または「入札日時点」と理解してよろしいでしょうか。 参考：「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」（環境省：令和7年3月改訂）	契約金額の基準となる時点は契約日とします。

7. 運営業務委託契約書（案）に関する質問・意見

番号	頁	項目番号					項目名	質問・意見事項	回答
1	3	1	5	1			第5条 契約の保証	「受託者は、この契約の締結と同時に、次に掲げる保証のいずれかを付さなければならない。」とありますが、20年間一括の契約保証が出来ないため、運営期間中の契約保証については各事業年度の開始日までに納付すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	4	1	5	2			第5条 契約の保証	「前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は委託料の200分の10以上としなければならない。」とありますが、「委託料の200分の10以上」とは、当該年度における委託料の20分の1以上と理解してよろしいでしょうか。	第5条を次のとおり修正します。 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は委託料の200分の10以上としなければならない。ただし、単年度の履行保証保険の付保による場合、その額は単年度委託料の10分の1以上としなければならない。 3 受託者が第1項第3号から第6号までに掲げる保証のいずれかを付したときは、当該保証は、第67条第4項各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものではない。 4 第1項の規定により、受託者が同項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。 5 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の200分の10（保険を更新する場合は単年度委託料の10分の1）に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。 6 前項の履行保証保険は、委託者の満足する内容の更新後の保険証書を、従前の履行保証保険契約の保険期間の末日の1か月前までに受託者が委託者に提出した場合に限り、更新することができる。ただし、履行保証保険契約の保険期間は1年以上としなければならない。
3	6	1	16	1			第16条 統括責任者	「受託者は、この契約締結後速やかに統括責任者を選任し、その氏名及び所属等を委託者に通知しなければならない」とありますが、統括責任者の通知は運営開始前までの然るべきタイミングで通知させて頂けないでしょうか。（統括責任者の選任は、候補者本人への交渉・承諾等により時間が要されることから、契約締結後に通知を行うのは極めて困難です。本事業の契約締結後から運営開始までは約5年間あることから、運営開始前までの通知をお認め頂くことで、より適切な候補者の選定が可能になると考えます。）	統括責任者の選定は、実施設計期間中の会議等にも参画頂くことを想定しているため、早期の配置を求めるものです。なお、ご質問のとおり、実際の運営開始までに選定頂いた統括責任者を拘束し続けることは想定しておりません。当組合はかかる事由に応じて選定された統括責任者の変更を認めます。ただし、変更後の統括責任者は入札参加資格要件で示す実績を有するものとしてください。
4	6	1	16	2			第16条 統括責任者	「前項に従い選任した統括責任者を、運営期間の終了まで継続して本施設に常駐させなければならない」とありますが、本施設への常駐開始時期は、運営開始前までの然るべきタイミングと考えてよろしいでしょうか。（運営事業者事務所完成後の常駐が望ましいと考えます。）	お見込みのとおりです。
5	13	3	1	38	1		第38条 災害発生時等の受入	「災害その他不測の事態により…協力するものとする」とありますが、搬入される災害廃棄物は、分別等も含めて前処理されたものが搬入されると考えてよろしいでしょうか。	未定です。
6	13	3	1	41	1		第41条 資源化物の取扱	マテリアルリサイクル推進施設から出る資源物の運搬業者は、委託者が決めることになっており、運搬業者によっては、資源物と共にコンテナやパレット等も積んで搬出することが考えられます。しかし、受託者と運搬業者の間でコンテナやパレット等の数を管理することは困難なため、これらの手配は委託者、もしくは運搬業者にお願いできないでしょうか。	コンテナやパレット等の手配は委託者又は運搬業者にて行うものとします。
7	34	1					委託費の内訳	運営・維持管理業務の固定費・変動費の区分について、項目の明記がないものについては事業者提案にて適宜追加するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	34	1					委託費の内訳	運営・維持管理業務の固定費・変動費の区分について、薬剤費が変動費に区分されていますが、ごみ処理量によって使用量の変動しない項目については、固定費に区分するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	34	2					算出方法	「処理対象ごみは施設へ受入れる際に計量するエネルギー回収型一般廃棄物処理施設での処理対象ごみ」とありますが、要求水準書4頁の処理対象物において「マテリアルリサイクル推進施設から発生した可燃残渣」の記載があることから、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設での変動費については、ごみクレーンの投入量に精算されるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	36	1					委託料の改定	委託費の見直しに係る評価指標については、落札者決定後の契約詳細の協議の際に、ご協議いただけますでしょうか。	ご意見として承ります。